

## 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈風会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程で言う役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に

係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3と法人旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

付 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年11月1日より施行する。

この規程は、令和4年6月1日より施行する。

別表1 出席報酬

	理事長	理事	監事	評議員	第三者委員
報酬	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

別表2 勤務報酬

	理事長	理事	監事	評議員	第三者委員
常勤報酬	年4,000,000円	年4,000,000円			
日当報酬		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

下段は、相談役の理事とする。

別表3 出張報酬

	理事長	理事	監事	評議員	第三者委員
日当報酬	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

# 虐待防止のための指針

障害者支援施設あすなろ園

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方

障害者への虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であるという認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行ってはならない。

### ①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

### ②性的虐待

利用者に猥褻な行為をすること、又は利用者に猥褻な行為をさせること。

### ③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ④放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### ⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員長は園長とし、委員は、サービス管理責任者、介護支援員、看護師を含む必要な員数とし、選任は委員長の指名によることとする。

## 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づいて、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

また、研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

## 4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づいて対応する。

職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務を負う。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び家族や職員等がいつでも閲覧できるようにする。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

3項「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等へも参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

## 附則

本指針は、令和4年4月1日から施行する。